## 千葉市観光バス事業者燃料費高騰対策支援金(令和5年度第2期) 給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格高騰により燃料費の負担増の影響を受ける観光バス事業者の事業継続を支援するため、千葉市観光バス事業者燃料費高騰対策支援金(令和5年度第2期)(以下「支援金」という。)の給付について、必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1)「観光バス事業者」とは、市内に本店又は営業所を有するバス事業者のうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた観光バスの運行を行う者をいう。
  - (2) 「観光バス」とは、観光バス事業者が所有する道路運送法(昭和26年 法律第183号)第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業 用自動車(一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の一般貸切旅客自動車運 送事業への流用も可とする。ただし、令和6年1月21日時点で、道路運 送法第15条に規定する事業計画の変更届出を行っているものに限る。) をいう。

(給付対象者)

第3条 支援金の給付の対象となる者(以下「給付対象者」という。)は、市内 に本店又は営業所を有する観光バス事業者であり、令和6年1月21日時点 で営業しており、引き続き事業を継続する意思のある者とする。

(給付金の額等)

- 第4条 給付金の額は、予算の範囲内において、令和6年1月21日時点で給付対象者が保有する観光バスのうち、次の各号に掲げる観光バス車両1台につき35千円を給付する。ただし、令和6年3月31日までに廃車予定の車両は除く。
  - (1) 給付対象者が市内の営業所において保有する観光バス
  - (2) 給付対象者が市内に営業所を有しない場合であって、市長が特に認める場合は、市外の営業所において保有する観光バス

(給付の申請)

第5条 支援金の給付を申請しようとする者は、市長が定める期日までに、千葉 市観光バス事業者燃料費高騰対策支援金(令和5年度第2期)給付申請書(様 式第1号。以下「申請書」という。)に必要な書類を添付して市長に提出しな ければならない。

## (給付の決定)

- 第6条 市長は、前条の規定により申請がなされた場合は、申請書の内容を審査 し、支援金の給付の可否を決定するものとする。
- 2 前項の審査に際し、市長が必要と認めるときは、前条の申請に係る関係書類 の提出を求め、又は現地調査等により、その内容に関し調査を行うことができ る。
- 3 市長は、第1項の規定により支援金を給付することを決定したときは、千葉 市観光バス事業者燃料費高騰対策支援金(令和5年度第2期)給付決定通知書 (様式第2号)により申請者に通知するとともに支援金を給付する。
- 4 市長は、審査の結果、支援金を給付しない決定をしたときは、千葉市観光バス事業者燃料費高騰対策支援金(令和5年度第2期)不給付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

## (決定の取消)

- 第7条 市長は、給付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付の決 定を取り消すことができるものとする。
  - (1) 虚偽その他不正の手段により、支援金を受けたとき
  - (2) この要綱に違反したとき
- (3) その他市長が不適正と認めたとき
- 2 市長は、前項の規定により給付の決定を取り消した場合は、千葉市観光バス 事業者燃料費高騰対策支援金(令和5年度第2期)給付決定取消通知書(様式第 4号)により通知するものとする。

## (返還請求)

- 第8条 市長は、前条の規定により給付の決定を取り消したときは、既に支払った支援金の全部について、期限を定めて給付決定者に対し、その返還を請求するものとし、給付決定者はその請求に応じて返還しなければならない。
- 2 前項の規定による返還請求は、千葉市観光バス事業者燃料費高騰対策支援 金(令和5年度第2期)返還請求書(様式第5号)によるものとする。

(その他)

- 第9条 支援金は、予算額の範囲内に限り、申請者からの申請について、市長が 第3条に規定する給付対象者及び第4条に規定する給付対象額等が適正であ ることを確認した時点で成立し、市長が給付額を決定する贈与契約である。
- 2 市長は、支援金給付の適正を期するため必要があるときは、申請者に報告を 求め、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができ るものとする。
- 3 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年1月22日から施行する。